

審査項目及び配点一覧

(単位：点)

審査対象	審査項目	審査基準	該当様式	配点	
1	法人の概要等	① 法人の運営理念 事業概要	・法人の運営理念、事業概要から、障がい者の尊厳の視点が感じられるか。	第6号の1	10
		② 法人の事業実績	・事業を適切に履行できる実績があるか。また、類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。	第4号 第6号の1	10
		③ 障がい福祉事業等の実績	・現に、障害福祉事業等（社会福祉事業、本市障害福祉事業等）を良好に運営している法人であるか。	第4号 第6号の1	10
		④ 応募理由	・応募する地域を選んだ理由は適切かつ明確であるか。	第6号の1	10
		⑤ 法人の安定性 継続性	・施設運営については、無理のない収支見込みがあり、安定及び継続して経営が見込まれるか。	法人の財務状況に関する書類 第6号の1 第7号	10
2	センターの運営方針	⑥ 運営における公平性 中立性の確保	・運営経費については、公費を投入している意義を理解し、公平性、中立性を確保できる視点はあるか。	第6号の2	10
		⑦ 職員の配置 (職員の確保) チームアプローチ	・専門的資格を有する職員等の人材確保により、事業を適正かつ確実に実施する体制は整っているか。 ・共通の認識を持ち、専門的見地を生かして問題解決にあたる視点はあるか。	第6号の2 第8号	5
		⑧ 職員の資質及び経験	・相談員または相談員予定者は、障害福祉事業等に熱意と理解のある者で、理論と実践について訓練を受けた者でまたは受ける予定であるか。	第6号の2	5
		⑨ 職員の資質向上の取組み	・人材の育成や支援について検討しており、職員に対する研修体制等を充実し、本事業を安定して遂行できるか。	第6号の2	5
		⑩ 苦情受付の体制	・苦情解決の仕組みを持っている。 ・苦情に対し迅速な対応、処理を行うとともに、対応の振り返りや業務の是正についての視点があるか。	第6号の2	5
		⑪ 個人情報保護に関する考え方	・個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適切な取扱いができるか。 ・情報セキュリティに関する組織的な取組みや個人情報の管理体制は整っているか。	第6号の2	5
		⑫ センターの設置場所 (第1-(6)-2~4)	・障がい者に対して配慮し、相談支援事業の実施に適切な場所（事務所）が確保されているか。	第9号の1 第9号の2	5

(単位：点)

審査対象	審査項目	審査基準	該当様式	配点	
3	センターの事業内容	⑬ 相談支援事業に対する理念	社会状況の変化や障がい者のニーズの多様化に、相談支援事業者として常に対応する姿勢を持ち、今後の事業展開に具体的な事業計画を持っているか。	第6号の2	10
		⑭ 相談支援の手法及び取組み	・相談支援（スクリーニング、アセスメント、プラン策定等）の提案は、実効性が期待できるか。 ・障がい者の相談に応じ、必要な情報（地域資源等）の提供や助言をするための手法はあるか。	第6号の2	5
		⑮ 地域の関係機関との連携	・地域の関係団体や支援団体と連携・協働のネットワークづくりの手法は、課題等の解決のため、具体的かつ妥当性があり、実効性が期待できるか。	第6号の2	5
		⑯ 基幹相談、特定・一般相談との協力及び連携	各々の立場や役割を明確にした上で連携し、障がい者等の課題等の把握に努め、必要な助言を行うことができるか。	第6号の2	5
		⑰ 地域自立支援協議会の運営	・地域自立支援協議会議等を活用して関係機関や地域の諸団体等と日常的に協働し、課題等の把握や解決に努めるなど、円滑な連携を図る視点があるか。	第6号の2	5
		⑱ 権利擁護への取組み	・権利擁護に関する支援のために必要な社会資源を把握し、相談者のニーズに合わせた方策等、実効性が期待できるか。	第6号の2	5
		⑲ 啓発、周知、広報の取組み	より多くの市民に公平な福祉サービスの利用援助を行うため、地域の身近な相談先としてどのように定着していくのか。	第6号の2	5
		⑳ 受付窓口に関すること	・窓口対応に対する考え方 ・接遇、マナーのスキルアップの手法 ・混雑時の対応について	第6号の2	5
4	その他	⑳ 地域包括支援センターとの連携方法	・地域包括支援センターとの連携にどのように取り組んでいくか。 ・高齢福祉と障がい福祉の連携した市民サービスの提供について、どのような理念を持ち、実現していこうと考えているか。	第6号の2	10
合計				145	